

教育課程審議会

幼稚園教育課程の改善について

(資)

(料)

昭和38年9月12日

昭和三十七年十月五日、文部省で教育課程審議会が開かれ、時の文部大臣から、「学校における道徳教育の充実方策について」などとなり、「幼稚園教育課程の改善について」の諮問が出され、大臣はその諮問の趣旨を次のように説明した。

「諮問事項の第二『幼稚園教育課程の改善について』。幼稚園は、新学制において、学校体系の一環に位置づけられたのでありますが、施設の数、就園する幼児の数、ともに年々著しい増加を示し、今日においては、小学校第一学年児童の三割は、幼稚園修了児が占めるという状況でありまして、近時の幼稚園は著しい発達を示し、その教育的役割はいっそう重要な度を加えているのであります。

文部省は、去る昭和三十二年二月に「幼稚園教育要領」を定め、幼稚園教育内容の基準を示し、また、同年十二月「幼稚園設置基準」を定め、その後も各種の施策を行なってまいりましたが、この際、そのいっそうの整備充実を図るため、皆様がたに幼稚園教育課程の改善について御審議をお願いしたいと存する次第であります。

とくに、先般の小・中・高等学校の教育課程の改訂に伴い、現行の幼稚園教育要領を改訂し、学校教育として一貫性を図る必要があります。御承知のように、小・中学校の教育課程改訂の際には、道徳教育の充実、科学技術教育の振興等の改訂の基本方針としたのでありますが、幼稚園教育の場合においてもこのような基本方針について慎重な御審議をお願いしたいのであります。」

しかし、昭和三十七年度中は主として道徳教育の問題が審議の中心となり、幼稚園教育課程の問題は三十八年度になってから論議されることになり、数回の会議を経て、ようやく昭和三十八年九月十二日に次のような答申を文部大臣に提出する運びになった。

すでに、幼稚園教育要領改訂のための教材等調査研究会は充足以来三年になって、鋭意その下準備をしてきたが、この答申によって改訂の基本方針が明示されたので、これにもとづいて再考を加えて、来年度の実施に間に合わす努力をするはずである。

一、幼稚園教育の意義

人間形成の基礎は、幼児期に養われる。すなわち、人間は乳児期、幼児期、児童期、青年期を経て成人に達するが、幼児期は心身の発達がきわめて盛んであり、可塑性に富む時期である。この期間に、各方面にわたる身体的発達の基礎ができあがり、情緒的発達も著しく、また行動範囲の拡大に伴い、社会性も急速に発達して行く。そして日常の基本的な生活習慣が形成され、その生活をはじめて自立するようになる。すなわち、この時期は人間の第一次の充実期であり、その成長のおよその方向が定まる時期である。したがって、この時期における有効適切な教育は、人間形成の基礎を培ううえにきわめて大きな意義を有するのである。また、幼児の成長発達に応じて時機を失せず教育を行なうことによつて、その後の教育の効果を著しく高めることかてきる。幼稚園教育の重要性はここにある。この意味で、幼稚園教育の充実と普及を図り、適切な環境のもとに幼児を明るく健かに育てあげることは、とりもなおさず日本民族の活動力の源泉を培うことであり、将来の日本をになうに足りる国民の育成という大きな課題にこたえるゆえんであると思う。

幼稚園教育は、この重要な使命を果たすために本来の目的に従いその特質を生かして運営されなければならない。もとより幼稚園教育のねらいは、教育基本法および学校教育法に示す目的、目標を達成することにあるが、その基本的特質は、幼児の成長に応じて、かつ、その生活経験に即して総合的な指導を行ない、望ま

しい人間を形成するための基礎を培うことにある。このような幼稚園教育の特質と独自性を明確にし、その本来の目的を達成するように、教育内容の刷新充実を図る必要がある。

二、幼稚園教育の現状と改善の方向

さきに、小学校、中学校の教育課程が改訂されたが、それは究極において将来の日本をになうに足りる国民の育成を目ざすものである。幼稚園教育は、その特質を發揮しつつ、このような教育の基本方針に沿って一貫した目標のもとに営まれる必要がある。

しかしそのことは、幼稚園教育が小学校教育の単なる準備のためにこれと類似の教育を行なうことを意味するものではない。最近一部には幼児の知識や技能の習得に偏した教育を行なっている幼稚園もみられるが、これらは幼稚園教育の本旨に沿わないものというべきである。このようなことは特に父母の側の幼児に対する過度な要求の結果として起こるものであろうが、この傾向を改めるとともに、従来わが国の家庭にみられる幼児に対する過保護や盲愛あるいは放任などから起こる欠陥を是正する必要がある。

最近特に教育上の観点から注目すべきことは、幼児の心身の成長が著しくはやまっていることである。このことについては、教育的に正しく対処し、指導を誤らないように配慮する必要がある。すなわち、いたずらに早熟を喜ぶのではなく、むしろ将来の発展にそなえて調和のとれた成長を図ることが必要である。また、好ましくない刺激的な社会的影響が多いので、これらの影響か

ら幼児を守るとともに、社会環境の改善に努める必要がある。そして将来、物事を深く考え実行力のある人間に成長するよう配慮しなければならない。

このさい特に強調すべきは、日常生活における基本的な生活習慣を身につけ、豊かな情操を養い、健康で安全な生活ができるようにし、人間尊重の精神に基づく道徳性の芽はえを正しく伸ばすことである。そしてはげしい進展を続けているこの社会において、個性を伸ばし、たくましく生きる力を養うことである。

以上述べたような幼児教育の重要性とその使命にかんがみ、幼稚園の教育内容について刷新改善を図るとともに、さらに幼稚園の全国的な普及充実について根本的な方策を樹立する必要がある。

最近における幼稚園の普及は著しいものがあり、本年度の小学校入学者のうち幼稚園修了者の比率は、全国平均三六・一パーセントにのほっている。しかしながら、これを広くなかめると、その普及状況は地域的にかんがりの格差がみられる。この格差を是正し、できるだけすべての幼児が適切な環境のもとに幼稚園教育を受けうるよう、あらゆる施策を推進し、制度的にも根本的な検討を加える必要があると考える。

なおこの場合、幼児教育という観点から、幼稚園の教育が保育所の保育と深い関連のあることを考慮する必要がある。また、優秀な教員を確保するために、大学における幼稚園教員養成制度の確立等その養成方法について改善を加えるとともに、待遇改善に

ついても適切な対策を講じなければならない。さらに、施設設備の整備についても、いっそうこれを促進する措置を講ずる必要がある。

三、幼稚園教育課程の改善

幼稚園教育全般について右に述べたところをじゅうぶん考慮し、次の基本方針によって、幼稚園教育課程を改善する必要がある。

(1) 幼稚園教育の意義と独自性を明確にし、その本来の目的を達成するようにすること

幼児の心性は、いまだよく分化せず、また身体諸機能の発達も未熟である。このような幼児の成長発達の特徴に応じて、幼稚園においては、それにふさわしい環境を与え、その生活経験に即して総合的な指導を行ない、幼児の心身の発達かよりよく促進され、望ましい人格を形成するための基礎を培うようにしなければならない。

したがって、このような幼稚園教育の意義を明確にし、その独自性をじゅうぶん発揮できるようにその内容や方法を明示すること。

(2) 幼稚園教育要領に盛るべき目標、内容は次のような観点から精選し、指導上の留意事項を明示して、その教育効果をいっそう高めるようにすること。

ア 基本的な生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養うことによって、道徳性の芽はえを培うように特に留意する

こと。

イ 健康安全の教育を徹底するとともに、強健な心身の基礎を養うこと。

ウ 自然および社会の事象について正しい関心をもたせて思考力の芽ばえを養い、また創造的な表現力を伸ばすように配慮すること。

エ 幼稚園教育要領における健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の各領域は、相互に有機的な連関があり、実際には総合的に指導されるものであることを明示すること。

なお、領域の意義等については、教材等調査研究会においてさらに検討し、誤解や混乱の起こらないような配慮を加えるようにすること。

オ 幼稚園における教育については、単に抽象的にその方向を示すだけでなく、できるだけ指導の各方面に関し、実際に指導すべき留意事項を具体的に明示して、能率的、効果的な指導ができるようにすること。

(3) 幼稚園教育が家庭教育と密接な関連

をもって行なわれるようにすること。

幼児期における家庭教育は、幼児に対し非常に大きな影響力をもつことにかんがみ、幼児ひとりひとりについて家庭との連絡を密にして指導を行ない、いっそうその効果をあげるように配慮すること。

(4) 幼稚園における教育日数は、幼児の発達段階や土地の状況などについて特別の事情のある場合を除き、二、〇日以上が望ましいこと。なお、一日の教育時間については、幼児の心身の発達の程度や季節などに応じて適切に配慮する必要があること。

(5) 幼稚園教育課程の基準を明確に公示し、幼稚園教育の水準の維持向上を図ること。

付記

特殊教育の対象となる幼児に対しては、それぞれの障害に応じた適切な教育の機会が与えられるように、別途配慮する必要がある。

幼児の教育 第六十二巻 第十一号

十一月号 © 定価六〇円

昭和三十八年十月二十五日 印刷
昭和三十八年十一月一日 発行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼 津 守 真
発行者

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町三ノ一

発売所 株式会社 フレーベル館

振替口座東京一九六四〇番

◎本誌御購読についての御注文は発売所「フレーベル館」にお願いいたします。